

平成29年12月5日

関市長 尾関 健治様

関市国民健康保険運営協議会
会長 太田 正志



関市国民健康保険税の見直しについて(答申)

平成29年9月21日付け国第238号にて、貴職から諮問を受けた、関市国民健康保険税の見直しについて、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 平成30年度国民健康保険税の見直しについて

(1) 賦課方式の見直しについては、現在実施している4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から、資産割を廃止し3方式への変更が適当である。

理由として、資産割は固定資産にのみ賦課し、金融資産には賦課されていないことや居住する自治体の固定資産のみが資産割の対象となり、他の自治体分は対象外になっている公平性の課題、また、居住用の非営利性の固定資産であっても賦課される保険税負担能力の課題などがあり、これらの課題を早期に解消するよう努めることが適当である。

(2) 税率改正について、賦課方式の見直しにより生じる資産割の廃止に伴う減収分について、安易に所得割に転嫁するのではなく、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の各々の納付金額に応じた税率とし、被保険者の年齢構成等に配慮した適正な見直しとすること。

2. 法定外一般会計繰入について、当協議会は、国民健康保険加入者以外の市民との負担の公平性の観点から、大幅に見直し減額すべきと判断した。

【付帯意見】

関市国民健康保険においては、平成25年度に15%の税額アップを行い、その後、一般会計からの繰り入れを政策的に実施し健全な運営を行ってきた。

今後の県単位化により、国保の財政運営の仕組みが大きく変化し、療養給付費の大幅な変動にも安定した運営が期待できることから、賦課方式や税率の見直しも必要であるとの協議を行った。しかしながら、現在の加入世帯の状況や疾病状況を踏まえ、以下の点について十分検討を行い、その結果について当協議会での報告をいただきたい。

- ① 加入世帯の約7割が所得200万円以下の低所得世帯であり、その多くが60歳以上の年金生活者や非正規雇用労働者が加入されている現状を踏まえ、加入世帯への負担増に十分な配慮をした税率の改正が必要であるとの点で、委員全員の同意を得ているところである。
- ② 法定外一般会計繰入の大幅な減額見直しは適当であるが、赤字補填以外の福祉医療波及分、保健事業分など市独自施策分については、今後も必要額の繰り入れを継続していくことを要望する。